

- 3面 子ども向け夏のイベント
- 4・5面 子どもたちが健やかに育つよう子育てを応援します
- 8面 現在 子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません
- 8面 夏休みは神田川に行こう 神田川親水テラスを開放
- 8面 7月8日から外国人住民も住基ネットの対象です



### しんじゅくコール

☎(3209)9999 FAX(3209)9900  
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>

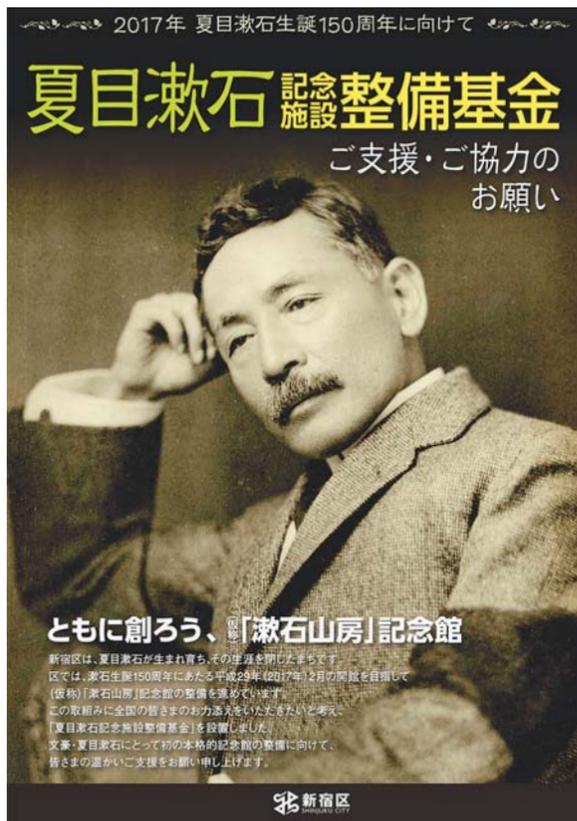


携帯電話用二次元コード

# ともに創ろう、<sup>(仮称)</sup>「漱石山房」記念館 夏目漱石記念施設 整備基金にご支援を



新宿区は、文豪・夏目漱石が生まれ育ち、その生涯を閉じたまちです。  
区では、漱石生誕150周年に当たる平成29年(2017年)2月の開館を目指して、(仮称)「漱石山房」記念館の整備を進めています。この取り組みに、区民の皆さんをはじめ、多くの方にお力添えをいただきたいと考え、「夏目漱石記念施設整備基金」を設置しました。  
漱石ゆかりの新宿のまちに、初の本格的な漱石記念館を整備するため、皆さんのご支援・ご協力をお願いします。  
【問合せ】文化観光課文化資源係(本庁舎1階)☎(5273)3563・FAX(3209)1500へ。



「夏目漱石記念施設整備基金」パンフレット

## 漱石を発信する 活気と賑わいのある記念館に

漱石は、晩年の9年間を早稲田南町の家で暮らしました。数多くの名作を世に送り出したこの家は「漱石山房」と呼ばれ、多くの漱石愛好者にとって、漱石の暮らしや創作の息遣いを感じることで象徴的な場所です。  
区ではこの地に、国民的な作家であり、近代日本を代表する知識人である漱石の本格的な記念館を整備します。

記念館内に書斎・客間・ベランダ式回廊など  
「漱石山房」の一部を再現します

常設展のほか、企画展や講座・イベントを開催し  
漱石やその文学の世界を紹介します

記念館の  
イメージ

漱石の著作や関連する本を読みながら  
ゆったりと過ごせる図書室やカフェを設置します

地域の方々や企業・大学との連携を大切に  
地域の博物館として活動します

漱石のすべてが分かる「情報センター」を  
目指します

イメージの一例



▲書斎を囲むベランダ式回廊に座る漱石(大正4年/「漱石写真帖」より)

### 整備の概要

(仮称)「漱石山房」記念館の整備は、区立漱石公園に隣接する現区営アパートの敷地を中心に、植栽や外構を含め、区立漱石公園と一体的に整備します。  
【整備予定地】早稲田南町7番地  
【敷地面積】2,137.25㎡(漱石公園を含む)  
【延床面積】1,200㎡～1,350㎡程度  
【構造】鉄筋コンクリート  
【階層】2層～3層

### 開館までのスケジュール

- ▶平成25年度 寄付の募集開始(7月)
- ▶平成26年度 建築・展示に関する基本設計・実施設計開始
- ▶平成27年度 記念館建築工事着工
- ▶平成28年度 記念館開館(平成29年2月)

## 7月1日から 寄付の募集を開始しました

一口1,000円から寄付できます。  
皆さんからの寄付は、記念館の建設と資料の収集に活用します。

寄付の目標額  
2億円

### 寄付の方法

#### ゆうちょ銀行・郵便局の窓口・ATM

パンフレットにはさみ込んである振替払込書(払込取扱票)に必要事項を記入し、お近くのゆうちょ銀行・郵便局の窓口・ATM(現金自動預払機)で払い込んでください。

- ★振替払込書と寄付申出書が兼用になっていて便利です
- ★払込手数料はかかりません

- パンフレットと振替払込書(寄付申出書兼用)は、文化観光課・特別出張所・区立図書館等で配布しています。郵送を希望する方は、文化観光課文化資源係にご連絡ください。
- 区への入金から2～3週間後に、寄付申出書に記載の住所に寄付金受領証明書をお送りします。
- 10万円以上の寄付をいただいた方は、記念館内に設置する銘板に氏名・団体名等を記載します。
- 寄付の公表について同意をいただいた方は、新宿区ホームページ等に氏名・団体名等を掲載します。
- 詳しくは、文化観光課文化資源係へお問い合わせください。寄付の方法をご案内します。

### 寄付に対する税制上のメリット

- 寄付にご協力いただくと、税制上の優遇措置の対象となります。
- 個人の場合
  - ▶所得税の寄付金控除(所得控除) 「寄附金の総額または総所得金額等の40%のいずれか少ない金額」から2,000円を差し引いた額が控除されます。
  - ▶住民税の寄付金控除(税額控除) 寄付金のうち2,000円を超える部分について、個人住民税の所得割額の概ね1割を上限に、税額から控除されます。
- 法人の場合
  - ▶損金算入限度額にかかわらず、全額が損金として計上できます。
  - ▶優遇措置を受けるには 確定申告の際に、区がお送りする「寄付金受領証明書」を添付してください。